

愛媛県警との特殊詐欺等の被害防止に係る連携について

J Aバンク えひめ（県内 J A および愛媛県信連）と愛媛県警は、特殊詐欺被害の未然防止や拡大防止等を目的として、令和 7 年 5 月 13 日に「特殊詐欺等対策の連携に関する協定書」を締結しております。

本協定は、特殊詐欺等の被害防止およびその犯人の検挙に向け、J Aバンク えひめと愛媛県警が連携を強化し、県内一体となって貯金口座を通じて行われる金融犯罪被害を防止する取組を行うことにより、J Aバンク えひめの組合員等利用者の資産の保護および安心の醸成を図るため締結しているものです。

特殊詐欺等による被害のおそれが高いと判断されるお取引を検知した場合、愛媛県警に対して迅速に情報提供いたします。愛媛県警は提供された情報をもとに被害の確認、被害防止のための必要な指導および検挙活動を行います。

J Aバンク えひめは、この取組を推進することで、特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺の被害を防止し、犯罪行為から組合員等利用者の大切な資産を守るよう努めてまいります。

【協定書の対応イメージ】

